

# 避難所における ペット対応 標準マニュアル



大田区

## ● はじめに ●

このマニュアルでは、大田区地域防災計画及び大田区ペット防災ガイドラインに基づき、ペット同行避難のために、避難所においてペットの飼育管理が必要となった際の標準的な手順や飼育ルールを示したものです。

避難所は、災害時に多くの避難者が生活を送る場所になります。動物が苦手な人や、動物にアレルギーを持つ人、高齢の方や乳幼児なども生活します。人とペットがともに安心して避難所生活を送るためには、飼い主が自覚と責任を持ち、ルールのもとでペットの飼育管理を行うことが必要です。

各避難所では、平常時から、この標準マニュアルを参考にペットの受け入れ体制を整備するとともに、災害発生時には、マニュアルに沿って飼い主同士が支え合い、協力し合いながら、ペットの飼育管理を行ってください。

※このマニュアルは、空欄に必要事項を書き込むことで、各避難所に応じた内容にすることができます。

## 目次

I	基本的な方針	1
II	飼い主の活動	2
III	学校防災活動拠点本部（避難所運営連絡会）との連携	13
IV	飼育ルール	14
V	獣医師会・大田区の活動	16
VI	関係機関連絡先	17
VII	様式集	18



# I 基本的な方針

## 1 🐾 対象とする動物

- 犬や猫などの小動物を対象とします。

※人に危害を与えるおそれのある危険な動物や、特別な管理が必要な動物は、避難所で受け入れることができません。  
災害時の受け入れ先を普段から決めておきましょう。

## 2 🐾 飼い主による飼育管理

- 飼い主全員で（仮称）「飼い主の会」を立ち上げ、協力してペットの飼育管理を行います。
- 飼育に必要なペットフードやケージなどは、飼い主が持参します。
- 飼い主は、避難所の運営組織「学校防災活動拠点本部（避難所運営連絡会）」のメンバーとして活動しながら、ペットの飼育管理も行います。



## 3 🐾 飼育方針

- 飼い主は、避難所で定める「飼育ルール」にもとづき、ペットを飼育します。
- 人の居住場所とペットの飼育場所は分かります。
- ペットは決められた場所で飼育します。

● 飼育ルール  
(P14-15)

## Ⅱ 飼い主の活動

### 1 🐾 ペットとの同行避難



#### 1 ペットとの避難方法

猫や小型犬は、ケージやキャリーバッグに入れて運びます。

中・大型犬は、ケージなどを持った上で必ずリードを着けて歩くなどして避難します。

#### 2 持ちもの

避難する際には、あらかじめ準備しておいたペットの防災用品を持参します。

##### 防災用品 (例)

- ペットフード、水 (最低5日分)
- ケージやキャリーバッグ
- 首輪、リード
- 薬、療法食
- トイレ用品
- ペット用の食器
- ペットの写真 (迷子に備え)
- ペットの情報を記したノートなど



※避難所では、飼い主が用意したペットフードやケージなどを用いて飼育することになります。優先順位の高いもの (ペットフード、水、ケージ、首輪、リード、薬、トイレ用品) から持参しましょう。



## 2 🐾 飼い主全員で協力して管理する



- 飼育ルールの厳守 (P14-15)

### 1 (仮称)『飼い主の会』の立ち上げ (以下：飼い主の会とする)

飼い主が協力してペットの飼育管理を行えるように、避難した飼い主全員で飼い主の会を立ち上げます。

### 2 責任者の選出

飼い主の会の中から、責任者（会長・副会長など）として数名の代表者を選出します。選出された責任者は、本マニュアルに沿い、ルールを守って飼育管理が進められるようメンバーを誘導するほか、学校防災活動拠点本部（避難所運営連絡会）や飼い主との意思疎通などの調整役を担います。

### 3 『飼育ルール』を守ることへの同意

責任者は、飼い主に、避難所でのペットの飼育の進め方や飼育ルールを説明し、了解を得ます。

### 4 学校防災活動拠点への報告

責任者は、学校防災活動拠点本部（避難所運営連絡会）（ 班）（P13）に飼育場所を確認し、飼育活動を開始する旨、ペット数及び飼い主数などを伝えます。飼育活動は、必要に応じて学校防災活動拠点本部（避難所運営連絡会）の了解を得て進めます。

### 3 🐾 飼育場所の設営

#### 1 飼育場所の確認

飼い主の会は、学校防災活動拠点会議（避難所運営協議会）があらかじめ指定した場所に、飼育場所を設置します。



..... 避難所の飼育場所は  
..... です。

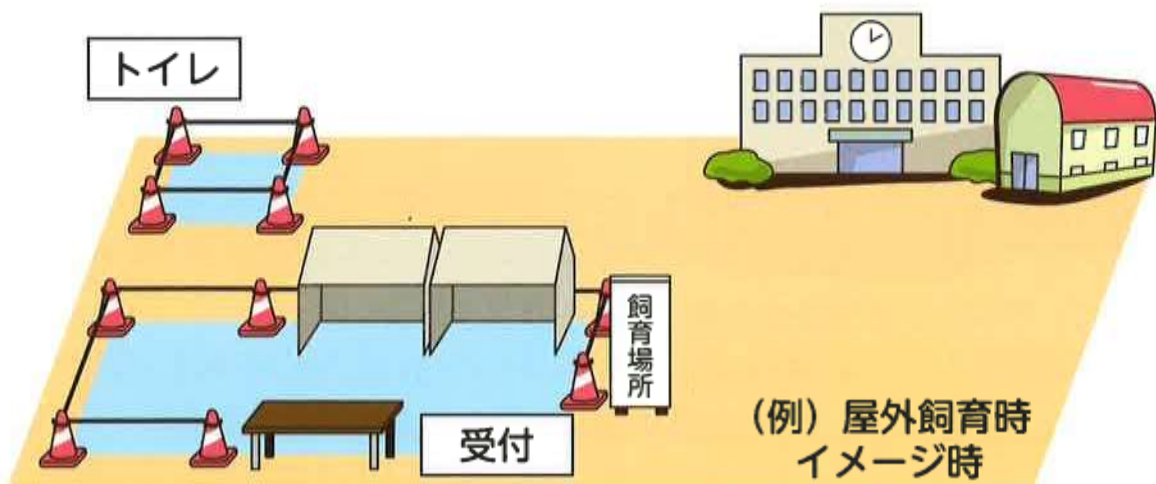
※被災などにより、指定した場所が使用できない場合は、学校防災活動拠点本部（避難所運営連絡会）と新たな場所を調整します。

#### 2 飼育場所の設営

飼い主の会が飼育場所を設営します。

手順  
(例)

- ① 『飼育場所』や『ペット用トイレ』を明示
- ② 区画線を設置
- ③ 机やイスなどを置き、ペットの受付場所とする
- ④ 屋外などで雨よけが必要な場合は、テントやブルーシートなどを設置



### 【参考】飼育場所として望ましい場所

- ペットと避難者との動線ができるだけ交わらない場所
- 鳴き声や臭いが人の居住場所にできるだけ届かない場所
- 屋外の場合は、雨風がしのげる場所、またはテントなどが設置できる場所

### 補助犬について

身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）については、公共施設や公共交通機関、不特定多数の者が使用する施設（飲食店、デパート、ホテル等）において、その同伴を拒んではならないと定められています。



## 4 🐾 ペットの受付

飼い主の会はペットの受付作業を行います。

### 1 備品の準備

備蓄倉庫から、以下の備品を準備します。

#### ① ペット登録名簿 (P18様式1)

登録 番号	飼い主 氏名	ペット の名前	種別	種別・性別など	住所 ・ 性別	【犬】 登録、 狂犬病予防注射	利用 スペース (種別別)	入退 庫日
1	氏名 (姓・名) 住所 (都道府県) 電話番号	犬・猫 その他 [ ]	種別 性別 その他 (4桁)	住所 性別 + 居住の住所別	【登録】 犬・猫 【注射】 犬・猫 + 居住の住所別 [ ]		入 / 退 庫 / [ ]	
2	氏名 (姓・名) 住所 (都道府県) 電話番号	犬・猫 その他 [ ]	種別 性別 その他 (4桁)	住所 性別 + 居住の住所別	【登録】 犬・猫 【注射】 犬・猫 + 居住の住所別 [ ]		入 / 退 庫 / [ ]	
3	氏名 (姓・名) 住所 (都道府県) 電話番号	犬・猫 その他 [ ]	種別 性別 その他 (4桁)	住所 性別 + 居住の住所別	【登録】 犬・猫 【注射】 犬・猫 + 居住の住所別 [ ]		入 / 退 庫 / [ ]	
4	氏名 (姓・名) 住所 (都道府県) 電話番号	犬・猫 その他 [ ]	種別 性別 その他 (4桁)	住所 性別 + 居住の住所別	【登録】 犬・猫 【注射】 犬・猫 + 居住の住所別 [ ]		入 / 退 庫 / [ ]	

#### ② 名札 (ケージ装着用) (P19様式2)

● [ ] 避難所 ●
登録番号
ペット名
飼い主名
特記事項

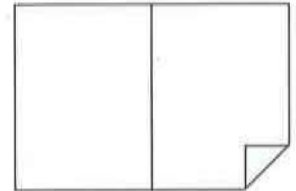
#### ③ 名札 (ペット装着用) (P19様式3)

● [ ] 避難所 ●	
登録 番号	ペット名
	飼い主名

#### ④ ペット引取券 (P19様式4)

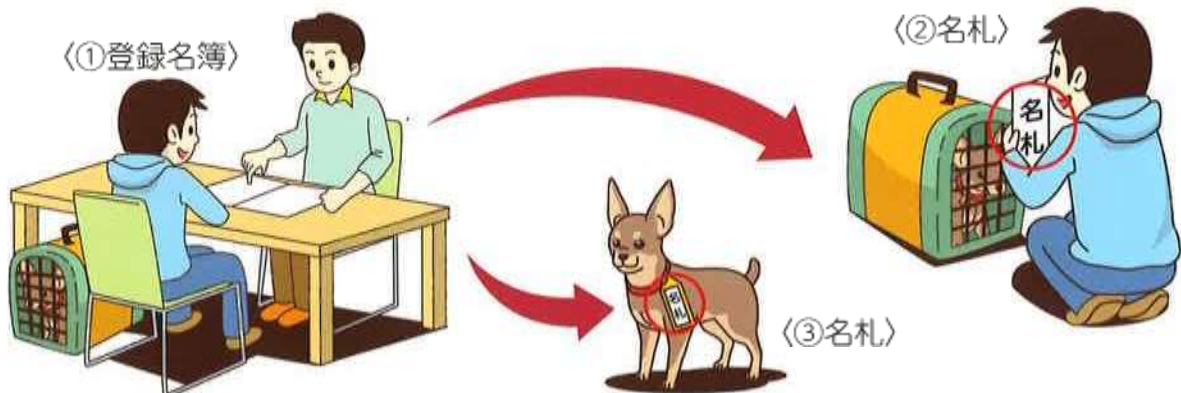
ペット引取券	
登録番号	
ペット名	
飼い主名	
※ペットを引き取る際に持参して下さい。	

#### ⑤ 飼育ルール (飼い主配布用) (P14-15)



### 2 受付作業 (ペットの登録)

1. 飼い主に、上記 ① の①～④に必要事項を記載してもらいます。
2. 飼い主に、②の名札をケージに、③の名札をペットの首輪等に装着してもらい、④の引取券と、⑤の飼育ルールを渡します。

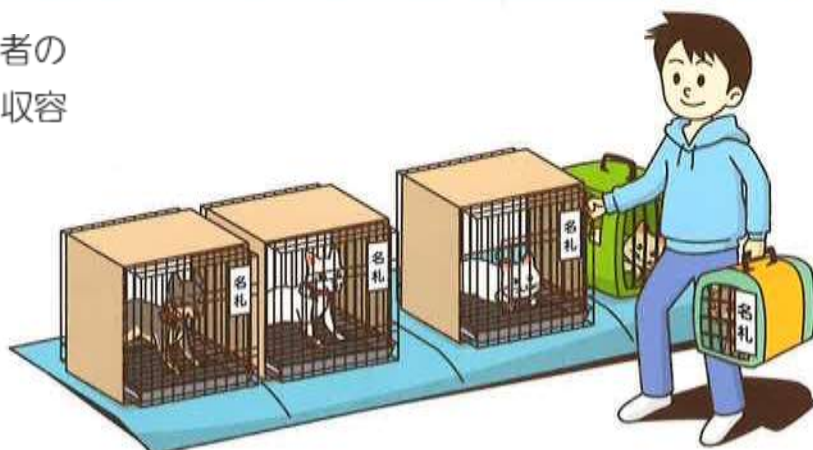




## 5 🐾 ペットの収容

飼い主は、飼い主の会の責任者の指示に従い、ペットを飼育場所に収容します。

※ただし、補助犬は除きます。



### 収容する際のポイント

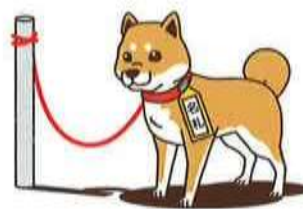
- 動物の種類、性質ごとに区画を分ける。
- 屋外では、気候に応じ、温度や通風を考慮する。
- 飼い主以外の人が無意にケージに触れたり、手を入れたりすると思わぬ事故に繋がる場合があるため必要に応じて掲示物などで注意を喚起する。

ペットは、ケージなどに入れるか、繋ぎ止めて飼育します。

#### 〈犬の場合〉



ケージなど



繋ぎ止め

#### 〈猫の場合〉



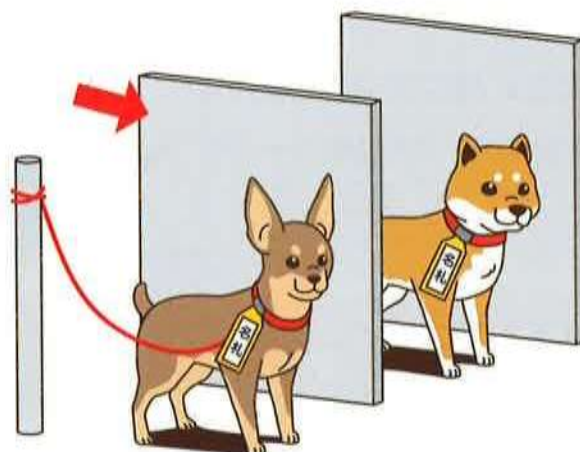
ケージなど

## ペットのストレス軽減、鳴き声防止のために

見知らぬ動物同士が隣り合うと、お互いに鳴き合ったり、ストレスになることがあります。ケージの周囲を段ボールやタオル、毛布などで囲んだり、仕切りを付けて他の動物を見えないようにすると、鳴き声やストレス防止に効果的です。



↑ 段ボールや毛布などで囲む



↑ 仕切りを設ける

### 収容状況 (例)

～ケージ内で飼育する場合～



(写真出展：横浜市旭区)



## 6 🐾 飼育管理作業

飼育管理作業には、『共同作業』と『個別作業』があります。

### 1 共同作業

飼い主の会の皆さんが協力して行う作業です。

役割分担をし、ローテーションを組むなどして行います。

手順  
(例)

- 飼育場所全体や、その周辺の掃除、消毒
- ペット共用トイレの掃除、糞尿の処理
- 飼い主不明動物の一時的な飼育
- 救援物資の搬入、仕分け、配分 など

- 作業ローテーション表の作成  
(P19 様式5)

### 2 個別作業

ペットによる危害防止のため、それぞれの飼い主による管理が望ましい作業です。

手順  
(例)

- 給餌、給水、食べ残した餌の片付け
- ケージ内の糞尿の処理や掃除
- ケージ周辺の掃除
- 散歩 など

※すべての作業は、避難所のタイムスケジュールを考慮しながら、できるだけ毎日決められた時間に行いましょう。  
避難所での生活に規則正しいリズムを持つことは、飼い主自身の健康管理にもつながります。

### 3 周囲に配慮し、飼育ルールを守って飼育管理

避難所では、飼育ルールを守って飼育管理を行い、周囲の人への配慮を忘れないようにします。



●飼育ルール  
(P14-15)

### 4 飼い主不明動物の保護・飼育管理

避難所には、迷子のペット（以下、飼い主不明動物）が保護される可能性があります。

飼い主不明動物は、本来、東京都が収容する予定ですが、被災状況によってはすぐに収容できない場合も想定されます。その場合には、一時的に避難所で保護していただくことになります。東京都の収容体制が整い次第、動物は東京都に移送します。



#### ●避難所で飼い主不明動物を保護した場合

様式7 (P21) に必要事項を記入し飼育します。

#### ●区への報告

次項 ⑤ により、保護した飼い主不明動物数を区へ報告します。

※避難所で保護できない場合は生活衛生課 (P17) に連絡します。

### 5 区への報告

飼育活動が安定したら、ペットの飼育状況を区に報告します。

また、支援が必要な場合は区へ要請します。

#### 【区への連絡方法】 P13Ⅲ②

様式6 (P20) を用いて、学校防災活動拠点本部（避難所運営連絡会）を通じ、区災害対策本部に報告します。

※被災状況などにより、全ての要請に応えられない場合があります。また、関係団体から区に支援物資が届くまでには、数日かかる場合があります。



## 6 その他

### (1) 助け合い

避難所には、持病や負傷などによりペットの世話ができない飼い主もいます。お互いに協力し、助け合いながらペットを飼育しましょう。



### (2) 自宅で居住継続されている方への支援

自宅の建物が無事な場合に、避難所には避難せず、自宅で生活をされている方もいます。

学校防災活動拠点本部（避難所運営連絡会）や自治会・町会と協力し、自宅で居住継続されている飼い主にも情報を提供できるように、できる範囲で、ご協力をお願いします。

### (3) ペットがケガをしたり病気になったら？

最寄りの動物病院（負傷動物救護所）を受診しましょう。

（※負傷動物救護所とは；P16）



## 7 🐾 継続した管理

### 1 飼育ルールの周知徹底

飼育ルールは、飼い主に周知徹底しましょう。また、避難所内に掲示し、飼い主以外の避難者にも周知します。

- 飼育ルール  
(P14-15)



### 2 登録名簿の継続した管理

避難所では、避難者やペットが頻繁に出入りします。必ず登録名簿に入所日、退所日、移動先などの記録を残し、現時点のペットの飼育数の把握に努めます。



#### ペットの預け先について

長期にわたる避難生活は、ペットにとっても大きなストレスになります。

ペットの精神的な負担を減らしてあげられるように、一時的に遠方の親戚や知人に預けるなどの方法も検討しましょう。

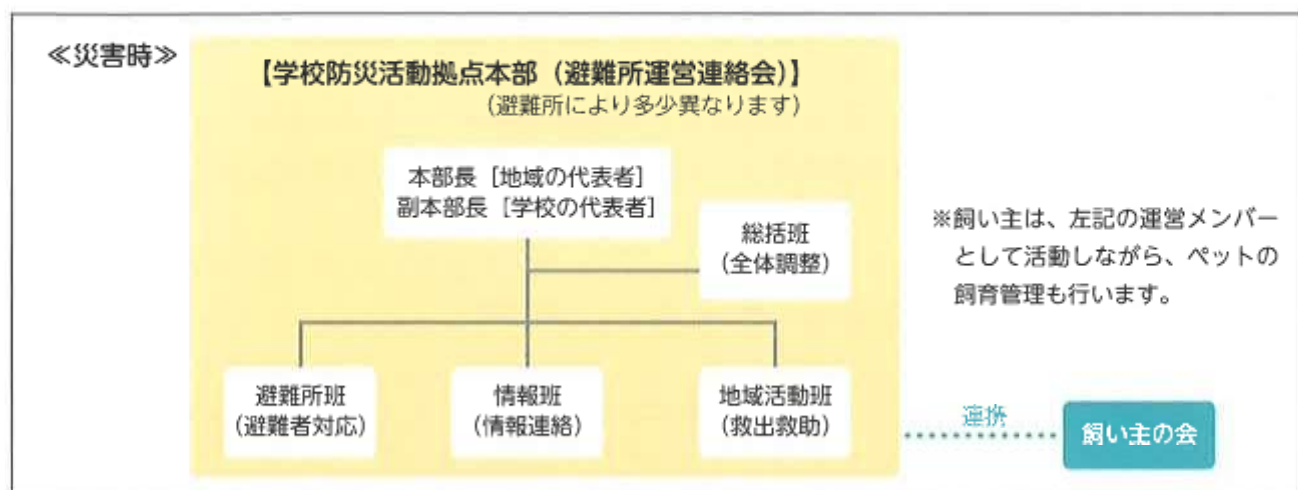


# Ⅲ

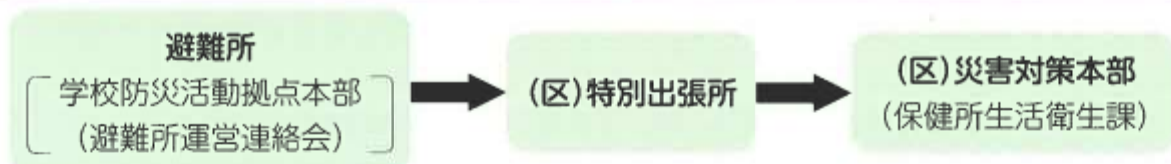
## 学校防災活動拠点本部 (避難所運営連絡会)との連携

### 1 避難所の運営について

- (1) 平常時 各避難所では「学校防災活動拠点会議（避難所運営協議会）」を組織し、あらかじめ避難所の運営方法などを決めていきます。ペットの飼育方法なども決めていきます。
- (2) 災害時 集まった避難者で「学校防災活動拠点本部（避難所運営連絡会）」を立ち上げ、避難所の運営を行います。



### 2 避難所から区への情報の流れ（災害時）



避難所の情報は、学校防災活動拠点本部（避難所運営連絡会）で取りまとめ、特別出張所を経由して、災害対策本部まで届きます。

『飼い主の会』から、災害対策本部に報告や要請などを行う場合は、学校防災活動拠点本部（避難所運営連絡会）に内容を伝え、学校防災活動拠点本部（避難所運営連絡会）から区に情報を上げてください。

### 3 みんなで協力して生活をします

避難所の運営は、集まった避難者の組織で作る「学校防災活動拠点本部（避難所運営連絡会）」で行います。飼い主の皆さんも、このメンバーとして活動しながら、ペットの飼育管理を行います。様々な状況や避難者に配慮しながら、困りごとやペットの飼育ルールなど、みんなで協力して解決をしていきます。

# Ⅳ 飼育ルール（例）

## 飼育ルール

- 1 避難所では人が優先であることを守り、ペットを飼っていない人にも配慮をすることで、ペットが持っている良い面をより伝えることができます。
- 2 ペットの飼育場所は、人の居住場所と分かります。  
避難所には、動物にアレルギーを持つ方や動物が苦手な方もいます。周囲の人に配慮し、飼育場所以外（居室等）には連れて行けません。
- 3 ペットは決められた飼育場所で、ケージに入れるか、支柱につなぎとめるなどして飼育しましょう。
  - ・ケージの置き場所や、つなぎとめる場所は、拠点本部長の指示に従ってください。
  - ・決められた飼育場所以外で、ペットを飼育しないでください。
- 4 避難所に同行できるペットは次の種類です。  
犬及び猫などの小動物  
(人に危害を与える恐れのある大型動物や危険動物、特別な管理が必要な動物は受け入れることができません。)
- 5 ペットの飼育・管理は、飼い主自身が責任を持って行います。
- 6 ペットの飼育に必要な作業は、飼い主の皆さんで協力して行いましょう。
  - (1) 「飼い主の会」による飼育管理
    - ①飼い主全員で「飼い主の会」を編成する
    - ②ペットを飼育する場所を設置する
    - ③飼育場所にペットを収容し、登録名簿にペットを登録する
    - ④会員全員で飼育ルールを確認し、飼育に係る作業・当番を決定する
    - ⑤会員による共同作業
      - ・飼育場所全体と周辺区域の清掃・消毒
      - ・廃棄物、汚物集積場所の処理
      - ・救援物資（ペットフード、資材等）の搬入、仕分け、配分

※危害防止のため、飼い主による個別作業が望ましい場合

    - ・給餌、後片付け、汚物の処理、散歩
  - (2) ペットの飼育に必要な資材（ケージ・その他の用具）と当面の食糧は、飼い主がそれぞれ持参するのが原則です。
  - (3) 避難所を退所する時は、飼育場所の清掃・消毒等を会員全員が協力して行います。

- 7 決められた時間に給餌し、残った餌は必ず後始末をしましょう。ペットの体やケージ内、飼育場所及びその周囲を清潔に保つことで、皆が気持ちよく生活することができます。
- 8 排泄は、特定の場所でさせ、後始末は飼い主の皆さんがきちんと行いましょう。
- 9 散歩は、敷地外または、敷地内の指定された場所で行いましょう。散歩する際には、リードは短く持つことで噛みつき等のトラブル防止になります。
- 10 避難所には、持病や負傷などによりペットの世話ができない飼い主もいます。お互いに協力し、助け合いながらペットの管理をするようにしましょう。
- 11 ペットによる苦情・危害防止に努めましょう。  
過去の震災で、鳴き声や抜け毛、臭いなどが原因で周囲とトラブルになったことが報告されています。周囲の人にもペットの良さを知ってもらうためにも、飼育場所でも、鳴き声や排泄物の処置など周囲の人への気配りを忘れないようにしましょう。
- 12 運動とブラッシングは、屋外の特定の場所で行いましょう。
- 13 ペットを運動させる時は、必ずリードをつけましょう。  
1つのトラブルで、ペットと一緒に過ごせなくなることを防ぐためにも、どんなにお利口さんでも、リードを放すことは絶対にやめましょう。
- 14 ペットのケガや病気の治療について  
近隣の東京都獣医師会大田支部員の動物病院で治療を受けることができます。  
また、同支部員が避難所への巡回訪問をした際に、ペットの健康相談を受けることができます。なお、巡回時は、治療は行いません。
- 15 一時的に遠方の親戚や知人に預けるなどの方法も検討しましょう。  
避難生活が長引くことは、ペットにとっても大きなストレスになるので、なるべく、精神的負担を減らしてあげるようにしましょう。



# V

## 獣医師会・大田区の活動

### 1 東京都獣医師会大田支部

#### ア. 負傷動物の治療

東京都獣医師会大田支部員の動物病院を「負傷動物救護所」として、動物の治療を行います。治療に要した費用は、原則として飼い主が支払います。

#### イ. 避難所の巡回

獣医師が避難所を巡回し、健康相談を受けます。  
(避難所で治療は行いません。治療は上記の「負傷動物救護所」で行います。)

### 2 大田区（保健所生活衛生課）

ペットに関する災害対策の調整を行います。

#### ア. 被災したペットの状況の把握

避難所で飼育されているペットの数、飼育状況、不足物資などを把握します。

#### イ. 関係団体との連携

東京都獣医師会大田支部と連携して、獣医師会大田支部による避難所の巡回及び負傷動物の救護活動の調整を行います。

必要に応じて、東京都や協定先などに支援を要請します。

#### ウ. 避難所などへの支援

各避難所のペットの飼育状況を把握した上で、必要に応じて、避難所での飼育指導、ペット対策に関する情報の提供、関係団体などからの協力を得た支援を行います。

# VI

## 関係機関連絡先

担当	連絡先	対応内容
大田区保健所生活衛生課 (動物対策班)	Tel : 5764-0670 Fax : 5764-0711 大田区大森西1-12-1	大田区災害対策本部の動物対応部署として、ペットに関する災害時対応の総合的な調整を行います。
* 管轄の特別出張所 大田区 _____ 特別出張所	Tel : Fax : 住所 :	管轄する避難所の総合的な調整を行います。
東京都動物愛護相談センター (本所)	Tel : 3302-3507 世田谷区八幡山2-9-11	東京都の動物対応機関として、飼い主不明動物の保護収容、負傷動物の治療、危険動物の保護収容などを行います。迷子動物への問合せにも対応します。
* 最寄の警察署/交番 _____	Tel : Fax : 住所 :	危険動物が逃げた時などに対応します。
自由記入欄	_____ Tel : Fax : 住所 :	
	_____ Tel : Fax : 住所 :	
	_____ Tel : Fax : 住所 :	

# Ⅵ

## 様式集 (例)

### 様式1 ペット登録名簿

避難所名：

登録番号	飼い主	ペットの名前	種別	種類・特徴など	性別・年齢	(犬) 登録、狂犬病予防注射	飼育スペース (居場所)	入退所日
1	氏名： 住所： 連絡先 (携帯等)： 避難している教室等：		犬・猫 その他	種類： 毛色： 首輪： 特徴 (※)：	性別： 年齢：	【登録】 有・無 【注射】 有・無 *直近の注射時期		入 / 退 / *移動先
2	氏名： 住所： 連絡先 (携帯等)： 避難している教室等：		犬・猫 その他	種類： 毛色： 首輪： 特徴 (※)：	性別： 年齢：	【登録】 有・無 【注射】 有・無 *直近の注射時期		入 / 退 / *移動先
3	氏名： 住所： 連絡先 (携帯等)： 避難している教室等：		犬・猫 その他	種類： 毛色： 首輪： 特徴 (※)：	性別： 年齢：	【登録】 有・無 【注射】 有・無 *直近の注射時期		入 / 退 / *移動先
4	氏名： 住所： 連絡先 (携帯等)： 避難している教室等：		犬・猫 その他	種類： 毛色： 首輪： 特徴 (※)：	性別： 年齢：	【登録】 有・無 【注射】 有・無 *直近の注射時期		入 / 退 / *移動先

※アレルギーや持病の有無、療法食の有無、注意事項 (知らない人が近付くとおびえる、咬み癖があるなど) も記載しましょう



**様式 2****名札（ケージ装着用）**

● [ ]避難所 ●	
登録番号	
ペット名	
飼い主名	
特記事項	

**様式 3****名札（ペット装着用）**

● [ ]避難所 ●		
登録 番号	ペット名	
	飼い主名	

**様式 4 ペット引取券**

ペット引取券	
登録番号	
ペット名	
飼い主名	
※ペットを引き取る際に持参して下さい。	

**様式 5 ペットの飼育作業 ローテーション表**

日時	飼育場所の 掃除、ごみ処理等	飼育場所周辺の 掃除等	ペット共用トイレの 糞尿処理、掃除等
/ (時間： )	Aさん、Bさん	Cさん	Dさん
/ (時間： )			
/ (時間： )			
/ (時間： )			

## 様式6 ペットの飼育状況 報告書

避難所名： \_\_\_\_\_

(住所： \_\_\_\_\_ 連絡先： \_\_\_\_\_ 記入者： \_\_\_\_\_ )

### 報告書

平成 年 月 日現在

避難所内の「飼育場所」設置場所		
基本情報	全避難者数	人
	ペット同行避難者数	人
	ペットの避難頭数	合計： 頭
		《内訳》 犬 ( 匹)、猫 ( 匹) その他の動物 [ 種類： 頭数： ]
飼い主不明動物数	種類・頭数：	
飼育活動状況 【飼い主の会】	飼い主の会会員数	人
	責任者名	
	活動状況	
特記事項		

\*以下は、要請が必要な場合にのみ記載してください。

平成 年 月 日現在

要請内容	
その他	

様式7 飼い主不明動物受付票

登録 No.	保護時の情報			動物の情報			収容場所等	
	届出者	氏名 連絡先 住所 避難場所 保護日時 保護場所 状況	月 日( ) 時	種別 品種 性別 特徴 身元 表示	犬・猫・その他( ) オス・メス・不明 首輪：有・無(色や特徴； ) 名札：有・無(記載内容； ) (犬)鑑札：有・無(番号； ) (犬)注射済票：有・無(番号； )	収容場所 措置	返還： 月 日( ) 移送： 月 日( ) (移送先) □その他：	
1	届出者	氏名 連絡先 住所 避難場所 保護日時 保護場所 状況	月 日( ) 時	種別 品種 性別 特徴 身元 表示	犬・猫・その他( ) オス・メス・不明 首輪：有・無(色や特徴； ) 名札：有・無(記載内容； ) (犬)鑑札：有・無(番号； ) (犬)注射済票：有・無(番号； )	収容場所 措置	返還： 月 日( ) 移送： 月 日( ) (移送先) □その他：	
2	届出者	氏名 連絡先 住所 避難場所 保護日時 保護場所 状況	月 日( ) 時	種別 品種 性別 特徴 身元 表示	犬・猫・その他( ) オス・メス・不明 首輪：有・無(色や特徴； ) 名札：有・無(記載内容； ) (犬)鑑札：有・無(番号； ) (犬)注射済票：有・無(番号； )	収容場所 措置	返還： 月 日( ) 移送： 月 日( ) (移送先) □その他：	



**発行日** 平成27年4月

**発行** 大田区 生活衛生課・防災課

**連絡先** 保健所生活衛生課

〒143-0015 大田区大森西一丁目12番1号大森地域庁舎  
電話03 (5764) 0670

**地域力推進部防災課**

〒143-8621 大田区蒲田五丁目13番14号  
電話03 (5744) 1236

